

久留米市上下水道事業経営戦略策定支援業務プロポーザル実施要項

1. 目的

本要項は、「久留米市上下水道事業経営戦略策定支援業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

久留米市上下水道事業経営戦略策定支援業務

(2) 業務内容

久留米市水道事業及び下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業をいう。以下同じ）について、中長期的な経営の基本計画となる経営戦略の策定の支援。

①現状分析

②課題把握

③経営戦略における取組項目の整理

④審議会の運営補助

⑤経営戦略（本編・概要版）の作成

（詳細は「久留米市上下水道事業経営戦略策定支援業務仕様書」のとおり）

(3) 業務場所

久留米市全域

(4) 業務期間

契約締結日から令和3年3月26日まで

3. 見積金額の上限及び最低制限価格

(1) 見積金額の上限 32,662,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない）

(2) 最低制限価格 24,496,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない）

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

5. スケジュール

令和2年2月17日（月）	公募開始
令和2年2月18日（火）～26日（水）	参加申込書受付
令和2年2月28日（金）	参加資格審査結果通知の送付
令和2年3月18日（水）	質問書受付締切
令和2年3月23日（月）まで随時	質問書に対する回答
令和2年3月2日（月）～27日（金）	企画提案書受付
令和2年4月6日（月）頃	プレゼンテーションの実施
令和2年4月7日（火）頃	選定結果通知の送付
令和2年4月13日（月）頃	契約締結

※スケジュールは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により変更する場合がある。

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、参加申込書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 久留米市から指名停止措置を受けていないこと
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）及び県税を完納していること
- (4) 参加申込事業者の所在地が久留米市内である場合、市税を完納していること
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと、又は同条第6号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員等でないこと
- (9) 本市の業務委託における競争入札参加資格有資格者名簿に、申請区分を「登録業種」として「上水道設計」及び「下水道設計」のいずれにも登録していること（申請区分を「希望業種」としている場合は本要件に該当しない）
- (10) 本市の業務委託における競争入札参加資格有資格者名簿において、住所（所在地）が福岡県内であること
- (11) 水道事業（末端給水事業を含むものに限る）又は下水道事業（公共下水道事業を含むものに限る）の「経営戦略策定」業務、「経営計画策定」業務、「事業ビジョン策定」業務及びその同種業務を、九州管内の自治体等より、参加申込書の提出締切時点から起算して過去5年以内に受託し、履行完了した実績が1件以上あること

7. 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式1）を電子メールに添付して、「17. 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問書受付期限以降の質問は、一切受け付けない。

(2) 期限

令和2年3月18日（水）17時15分まで（必着）

(3) 回答方法

令和2年3月23日（月）17時15分までに、質問書に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、市ホームページに掲載する。

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書、久留米市契約事務規則及び関係法令等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

- ① 参加申込書（様式2） 1部
- ② 参加資格に係る申立書（様式3） 1部
- ③ 受託実績を証する契約書の写しその他実績を証明する書類（様式は任意） 1部

(2) 提出期間及び時間

令和2年2月18日（火）から令和2年2月26日（水）までの8時30分から17時15分まで（必着）。ただし、土日祝日を除く。

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「17. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

9. 参加資格の審査及び審査結果の通知

(1) 参加資格の審査

参加申込事業者から提出された参加申込書の記載内容及び添付書類をもとに、本プロポーザル審査委員会にて、参加申込事業者が満たすべきプロポーザルへの参加資格要件を審査する。

(2) 参加資格審査結果の通知

① 参加資格審査の結果は、令和2年2月28日（金）以降に、プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式4）により、参加申込事業者へ郵送にて通知するものとする。

② プロポーザル参加審査結果通知書により、プロポーザルへの参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた参加申込事業者は、書面（様式任意）により、プロポーザルへの参加資格を有すると認められなかった理由の説明を求めることができるものとし、市は、その理由を書面にて回答するものとする。

書面の提出方法は、プロポーザル参加審査結果通知書に記載する所定の期限までに、持参又は郵送によるものとし、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法により所定の期限内に到着したものに限り受け付ける。また、郵便事故等については、市はその責めを負わない。

10. 企画提案書の提出

プロポーザル参加資格審査結果通知書により、プロポーザルへの参加資格を有すると認められた旨の通知を受けた参加申込事業者（以下、「参加事業者」という。）は、実施要項及び仕様書に従い、次のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 企画提案書の作成方法

① 企画提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項	記載様式
表紙	業務名：久留米市上下水道事業経営戦略策定支援業務正・副のいずれかに○をすること	様式5
業務実施体制、予定技術者の情報	・配置予定の管理技術者、照査技術者、担当技術者の情報を記載する。	様式6
技術者の業務実績	・予定管理技術者が過去に従事した業務の実績について記載する。	様式7
実施方針・実施フロー・工程計画	・業務を的確に実施するための実施方針、業務フローチャート、工程計画について簡潔に記載する。	様式8 様式9
特定テーマに対する提案	・特定テーマに対する取り組み方法等を具体的に記載する。	任意様式
価格提案書	・本業務に係る価格提案書を提出すること。	様式10

②特定テーマについて

別紙「久留米市上下水道事業経営戦略策定支援業務企画提案書作成要領」を参照。

③提出部数その他留意事項について

- ア 提出部数 11部（正1部、副10部）
副10部については、いずれの様式にも会社名（会社名を判別できる表示を含む）を記載しないこと。
上記のほか、企画提案書の電子データをCD-Rに格納し、1枚提出
- イ 文字 フォントサイズ10.5ポイント以上・横書き
- ウ 制限枚数 各様式1ページ以内とする。特定テーマに対する提案については、指定様式を設けないが、用紙サイズはA4、制限枚数は1テーマにつき3枚までとする。
- エ 留意事項 提案のポイントに留意し、文章で簡潔に記載すること。
また、文章を補完するための図面等を使用して差し支えない。

(2)提出期間及び時間

令和2年3月2日（月）から令和2年3月27日（金）までの8時30分から17時15分まで（必着）。ただし、土日祝日を除く。

(3)提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4)提出先

「17. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

11. 企画提案の審査方法

企画提案書については、プレゼンテーション実施の後に、本プロポーザル審査委員会にて審査する。

(1)プレゼンテーションの実施

- ①実施日 令和2年4月6日（月） 予定
（参加事業者が多数の場合は、別途実施日を設ける場合がある。）
- ②実施場所 参加事業者に対して別途通知する
- ③提案時間 20分以内
- ④質疑応答 15分以内
- ⑤参加人数 3人以内（少なくとも1名は本業務の予定技術者とする）
- ⑥留意事項
- ア プレゼンテーションで使用する資料は事前に提出した企画提案書のみとすること。それ以外の資料の使用は一切認めない。
- イ パソコン画面等をスクリーンに投影する方法で提案説明を行う場合は、市が準備したプロジェクター及びスクリーンを利用すること。ただし、パソコンは参加事業者が用意すること。
- ウ プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名（会社名を判別できる表示を含む）の記載は行わないこと。

(2) 企画提案書の評価項目、判断基準、ならびに配点

評価項目	評価の着目点			配点	
	判断基準				
予定技術者の経験及び能力	予定技術者の能力	管理技術者の資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	配置予定技術者が、専門分野（総合技術監理部門及び上下水道部門）の技術士資格を有する場合に優位に評価する。	5
		管理技術者の専門技術力	業務実績、業務経験	配置予定技術者が、九州管内において審議会等の運営を含む同種業務の実績を有する場合に優位に評価する。	5
		照査技術者の資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	配置予定技術者が、専門分野（総合管理部門及び上下水道部門）の技術士資格を有する場合に優位に評価する。	5
実施方針・実施フロー・工程計画等	業務の理解度		目的、条件、内容の理解	目的、条件、内容の理解度が高い場合、優位に評価する。	5
	実施手順	技術者の人員配置		業務執行に関する人員配置体制が充実している場合に優位に評価する。	5
		実施方針・実施フロー、業務量把握の妥当性		業務実施手順を示す実施方針・実施フロー・工程計画において、業務に関する知識や重要事項が示されており内容が優れている場合、優位に評価する	5
特定テーマに対する提案	特定テーマ	的確性	前提条件、着眼点、検討課題、解決方法等の整理	前提条件や検討課題について十分に整理されており、かつ、着眼点、問題点、解決方法等が記載され、優れている場合に優位に評価する。	30 (1テーマ15点)
		実現性	説得力及び提案内容の裏付け	提案内容に説得力がある場合、提案内容に裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する	30 (1テーマ15点)
価格提案以外の合計（上記の合計）					90
価格提案					150
合計					240

(3) 採点基準

評価基準	評価値
優れている	5点
やや優れている	4点
普通（通常想定される程度）	3点
やや劣る	2点
劣る	1点

(4) 評価点の算出方法

- ①各審査委員の評価点を、以下のとおり算定する。
 - ・ 価格提案以外の項目＝配点×評価値
 - ・ 価 格 提 案 ＝配点×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格
- ②①で算定した全ての審査委員（6人）の評価点を合計する。

1 2. 受託候補者の選考方法

- (1)失格者を除いた者のうち、各審査委員の評価点の合計が最も高い者を受託候補者として選定する。但し、適切な提案がない場合には、受託候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。
- (2)最高点の者が複数の場合は、次の順で選定するものとする。
 - ①「特定テーマに対する提案」の得点が高いもの
 - ②「実施方針・実施フロー・工程計画等」の得点が高いもの
 - ③「予定技術者の経験及び能力」の得点が高いもの
 - ④「価格提案」の得点が高いもの

1 3. 企画提案の審査結果の通知

(1) 通知方法

企画提案書等を提出し、プレゼンテーションに参加した失格者を除く全ての者に文書にて通知する。

(2) 通知時期

令和2年4月7日（火）頃

1 4. 失格事項

- (1)次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。なお、失格となった場合は別途通知する。
 - ①参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
 - ②提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、指定様式等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ④選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ⑤プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
 - ⑥価格提案書の金額が、「3. 見積金額の上限及び最低制限価格」に記載する見積金額の上限を超過した場合または最低制限価格を下回った場合。
- (2)契約締結後に提出書類等に虚偽の記載が判明した場合は、契約を解除し、損害賠償請求を行う場合がある。その場合において、新たに本業務の受託者を選定し、契約するまでの間は、無償で業務を遂行するものとする。

1 5. 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者決定に影響がでる恐れがある情報については契約締結後の開示とする。

16. その他

(1) 本業務委託の仕様について

受託候補者の選定後、「久留米市上下水道事業経営戦略策定支援業務仕様書」及び受託候補者の提案書等に記載された内容を勘案し、必要に応じて、再度、市が仕様書を作成する。また、その内容は受託候補者と調整し決定する。

(2) 参加辞退の場合

参加申込書提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「17. 問い合わせ先」に提出すること。

(3) 提出書類

- ① 企画提案書の提出は、1社につき1案とする。
- ② 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
- ③ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- ④ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て提案者の負担とする。
また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。

(4) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(5) 異議申立

本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(6) 予算の議決

本件の契約には、令和2年度久留米市水道事業会計予算及び久留米市下水道事業会計予算の議決を要することから、当該予算の議決がない場合は契約として成立しない。

(7) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

17. 問い合わせ先

〒839-8501 久留米市合川町2190番地3
久留米市企業局上下水道部総務（担当：栗木、古賀）
電話 0942-30-8500 ファクシミリ 0942-30-8570
電子メールアドレス jyogesui@city.kurume.fukuoka.jp

(様式1)

質 問 書

業務名 久留米市上下水道事業経営戦略策定支援業務

下記のとおり質問します。

番号	質 問	回 答

商号又は名称 _____
担当者氏名 _____
電話番号 _____
FAX番号 _____
E-mailアドレス _____

※質問がない場合は提出不要です。質問記載欄が不足する場合は必要に応じて追加してください。

(様式2)

年 月 日

(あて先)

久留米市企業管理者

所在地
名 称
代表者職氏名

⑩

参 加 申 込 書

下記業務のプロポーザルについて、下記のとおり参加申込みします。

記

1. 業務名 久留米市上下水道事業経営戦略策定支援業務

2. 久留米市競争入札参加資格有資格者名簿への登録

あり ・ なし

※ 本市の名簿登録者でない場合、参加申込できません

3. 提出書類

- | | |
|--------------------|----|
| ① 参加申込書 (様式2) | 1部 |
| ② 参加資格に係る申立書 (様式3) | 1部 |
| ③ 受託実績を証する契約書の写し等 | 1部 |

【連絡先】 所 属
担 当 者
電 話 番 号
FAX 番 号
E - m a i l

(様式3)

年 月 日

久留米市企業管理者 あて

所在地
名 称
代表者職氏名

印

参加資格に係る申立書

久留米市上下水道事業経営戦略策定支援業務のプロポーザル参加資格について、下記のとおり申し立てます。

記

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではない。
- 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）に基づく指名停止を受けていない者に該当する。
- 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でない。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者に該当しない。

※ 該当する項目の□欄にレ点を記入すること。

(様式4)

年 月 日

様

久留米市企業管理者

プロポーザル参加資格審査結果通知書

先に申込みのありました、久留米市上下水道事業経営戦略策定支援業務プロポーザルの参加資格審査結果について、下記のとおり通知します。

記

1. 業務名 久留米市上下水道事業経営戦略策定支援業務
2. 結果 ①参加資格を有することを認めます。
②次の理由により、参加資格が認められません。
理由：○○○○○○○○のため
3. その他
4. 担当

(様式5)

正 ・ 副

※いずれかに○

企 画 提 案 書

業 務 名 : 久留米市上下水道事業経営戦略策定支援業務

履行期限 : 契約締結日から令和3年3月26日まで

上記業務について、企画提案書を提出いたします。なお、この企画提案書に係る記載事項は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

久留米市企業管理者 あて

(提出者)
住 所
電話番号
会 社 名
代 表 者

⑩

(連絡先)
部 署
氏 名
電 話
F A X
E-mail

(様式6)

業務実施体制及び技術者の情報

予定技術者 (フリガナ) 氏名	所属・役職	担当する業務内容
	保有資格	
管理技術者		
	技術士 登録番号 : 取得年月日 : 登録番号 : 取得年月日 :	
照査技術者		
1)	技術士 登録番号 : 取得年月日 : 登録番号 : 取得年月日 :	
2)	技術士 登録番号 : 取得年月日 : 登録番号 : 取得年月日 :	
担当技術者		
1)	技術士 登録番号 : 取得年月日 : 登録番号 : 取得年月日 : R C C M 登録番号 : 取得年月日 :	
2)	技術士 登録番号 : 取得年月日 : 登録番号 : 取得年月日 : R C C M 登録番号 : 取得年月日 :	

注1：氏名にはフリガナをふること。

注2：欄が足りない場合は、適宜追加すること。

注3：保有資格を証明する書類（写し可）を添付すること。

(様式7)

業務実績調書

予定技術者（管理技術者）の九州管内の自治体等における平成22年4月1日以降の業務実績について記載すること。

・同種業務実績（経営戦略策定・経営計画策定・事業ビジョン策定など）

No	業務名	審議会等運営業務の有無	発注機関	履行期間 (年月～年月)
(1)		有 ・ 無		
(2)		有 ・ 無		
(3)		有 ・ 無		

・類似業務実績（アセットマネジメント計画策定、ストックマネジメント計画策定など）


No	業務名	審議会等運営業務の有無	発注機関	履行期間 (年月～年月)
(1)		有 ・ 無		
(2)		有 ・ 無		
(3)		有 ・ 無		

- ※ 審議会等運営業務の有無については、該当するものに○をつけること
- ※ 審議会等運営業務には、外部委員を招いての審議会、自治体内部でのワーキング等の運営実績とする。

(様式8)

・実施方針

・実施フロー



(様式9)

• 工程計画（業務計画）

検討項目	令和2年			
	4月	5月	6月	7月

検討項目	令和2年			
	8月	9月	10月	11月

検討項目	令和2年	令和3年		
	12月	1月	2月	3月

(様式10)

価格提案書

久留米市企業管理者 あて

見積金額 (税抜)			千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

- 1 業務名 久留米市上下水道事業経営戦略策定支援業務
- 2 業務場所 久留米市全域
- 3 業務期間 契約締結日から令和3年3月26日まで

上記のとおり見積りいたします。

令和 年 月 日

住 所
名 称
代表者

⑩

記入上の注意

- 1 見積金額の有効数字直前に¥を付すこと。
- 2 積算の概算がわかる見積書を添付すること。